

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年7月31日

【事業年度】 第27期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社音通

【英訳名】 Ontsu Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡村 邦彦

【本店の所在の場所】 大阪府吹田市垂水町三丁目34番15号

【電話番号】 06—6368—9100

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 仲川 進

【最寄りの連絡場所】 大阪府吹田市垂水町三丁目34番15号

【電話番号】 06—6368—9100

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 仲川 進

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第27期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の記載漏れ及び誤りがありましたので、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(8) ストックオプション制度の内容

2 自己株式の取得等の状況

(2) 取締役会決議による取得の状況

(4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(4) 当社定款に定める事項

④自己株式の取得

第6 提出会社の株式事務の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(8) 【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

ホ. 記載なし

(訂正後)

ホ. 平成19年6月28日に決議されたストックオプション制度

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員及び業務委託取引先会社の役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成19年6月28日の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員及び業務委託取引先会社の役員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	2,000,000株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 1
新株予約権の行使期間	(注) 2
新株予約権の行使の条件	相続人による行使は認めない。1 単元未満の行使は認めない。 退任及び退職で権利喪失。(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	二
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注)1 新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。
 行使価額は、割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
 ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、ストックオプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

当社普通株式 2,000,000株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し（1株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。

- 2 新株予約権の割当日の翌日から3年を経過した日より5年以内とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
- 3 ①権利を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。
 ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
 ③新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部の行使をすることができる。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。
 ④新株予約権の割当時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または嘱託社員であることを要する。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役が任期満了により又は法令変更にもとめ退任した場合又は当社もしくは当社の関係会社の従業員又は嘱託社員が定年により退職した場合及び会社都合等の正当な理由による退職の場合は、この限りではない。
 ⑤新株予約権の割当時において当社業務委託取引先会社の役員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当該会社の役員であることを要する。ただし、新株予約権者が新株予約権の行使時において、当該会社の役員でない場合であっても、新株予約権の行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき当社取締役会の承認を得た場合には、この限りでない。
 ⑥その他新株予約権の行使の条件は、本総会終結の時以降に開催される取締役会決議により定める。
- 4 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - ①合併（当社が消滅する場合に限る。）
 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ②吸収分割
 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③新設分割
 新設分割により設立する株式会社
 - ④株式交換
 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤株式移転
 株式移転により設立する株式会社

2【自己株式の取得等の状況】

(2)【取締役会決議による取得の状況】

(訂正前)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成19年5月28日)での決議状況 (取得期間平成19年5月29日～平成19年8月31日)	6,000,000	400,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	6,000,000	400,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	444,000	20,388,000
提出日現在の未行使割合(%)	92.6	94.9

(注)当期間における取得自己株式には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの買取りによる株式数は含めておりません。

(訂正後)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成19年5月28日)での決議状況 (取得期間平成19年5月29日～平成19年8月31日)	6,000,000	400,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	6,000,000	400,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	3,303,000	159,290,000
提出日現在の未行使割合(%)	45.0	60.2

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

(訂正前)

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	169,803	—	617,403	—

(注)1 当事業年度における保有自己株式数には、株式分割(1:1.8)による増加株式数44,241株を含んでおります。

2 当期間における取得自己株式には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(訂正後)

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	169,803	—	3,476,403	—

(注)1 当事業年度における保有自己株式数には、株式分割(1:1.8)による増加株式数44,241株を含んでおります。

2 当期間における取得自己株式には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(4) 当社定款に定める事項

④ 自己株式の取得

(訂正前)

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定に基づき取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(訂正後)

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

(注)株式事務取扱規程第31条に基づく金額(単元未満株式の買取手数料)は、以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式数で按分した金額であります。

(算式) 第28条に定める1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額	1.150%
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%

(円未満の端数を生じた場合は切り捨てる)

ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円となります。

(訂正後)

(注)1 株式事務取扱規程第31条に基づく金額(単元未満株式の買取手数料)は、以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式数で按分した金額であります。

(算式) 第28条に定める1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額	1.150%
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%

(円未満の端数を生じた場合は切り捨てる)

ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円となります。

- 2 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
会社法第189条第2項各号に掲げる権利
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

以上